

入 札 公 告 （電子入札）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。

令和7年7月18日

常陸太田市長 藤 田 謙 二

1 工事担当課

常陸太田市 市民生活部 環境政策課 生活環境係
電話 0294-72-3111（内線181）
FAX 0294-72-3001

2 入札対象工事

(1) 工 事 名 07常陸太田市宮瑞竜霊園造園土木工事

(2) 工 事 場 所 常陸太田市下大門町

(3) 工 事 概 要 瑞竜霊園整備事業（全体面積 6,200 m²）
造園土木工事 N=1.0 式

規格墓地 規格墓地整備工 N=109.0 区画

合葬墓地 樹木型整備工 N=512.0 区画

納骨堂型整備工 N=1.0 式

付帯工 階段工 N=1.0 式

(4) 工事の業種 土木一式工事

(5) 工 期 契約締結日の翌日から令和8年3月25日まで

(6) この工事は、競争参加資格確認申請書、入札書（工事費内訳書を含む。）の提出などについて、原則として電子入札システムにより行う対象工事である。

(7) 本工事は、施工実績等に関する技術資料を受け付け、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（特別簡易型）試行対象の工事である。

3 競争参加資格

この工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

(1) 常陸太田市建設工事入札参加資格審査要項（平成16年常陸太田市告示第141号）に基づき、一般競争入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

(2) 令第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく常陸太田市の入札参加の制限を受けていない者であること。

(3) 常陸太田市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領（平成2年常陸太田市告示第21号）に基づく指名停止措置を受けている期間中でないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。（更生手続きの開始決定後又は再生計画の認可決定が確定した後に市長が一般競争入札参加資格の再認定をした者を除く。）

(5) 契約締結日において1年7ヶ月以内の審査基準日の経営事項審査（建設業法第27条の23第1項に定めるものをいう。）を受けている者であること。

(6) 茨城県内に建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく主たる営業所（本店）を有する者であること。

- (7) 土木一式工事について、市内業者は令和7・8年度常陸太田市建設工事入札参加資格者名簿に登録された格付けが「A」であること。市外業者は令和7・8年度常陸太田市建設工事入札参加資格者名簿に登録された総合評定値（土木一式P点）が1100点以上であること。
- (8) 市外業者は令和7・8年度常陸太田市建設工事入札参加資格者名簿に登録された経営事項審査における土木一式工事について、年間平均完成工事高が予定価格（税抜き）以上であること。
- (9) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を対象工事に専任で配置できること。
 - (ア) 主任技術者にあつては、建設業法第26条に規定する者であること。
 - (イ) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- (10) その他の要件
 - (ア) 配置予定の現場代理人及び主任（監理）技術者を当該工事に配置できないときは、入札参加資格を認めないこと、入札無効とすること及び契約解除を行う。
 - (イ) 選任配置される現場代理人及び主任（監理）技術者は、所属する建設業者と3月以上の雇用関係があること。

4 技術資料の提出、入札及び届出の方法

この工事は、資料の提出、入札及び届出を電子入札システムにより行う工事である。

電子入札システムURL：<http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/index.html>

なお、電子入札システムによりがたいものは、承諾を得て紙入札方式に替えるものとする。

- (1) 入札に際し、当該工事に関する施工能力等の審査及び価格以外の評価を行うために必要な資料（以下「技術資料」という。）の提出を求める。

なお、資料は、6の競争参加資格確認申請時に、電子入札システムにより提出すること。

- (2) 提出する書類（※TIFファイルにより作成し添付）

- ア 評価資料提出書（様式第1号）
- イ 評価点算定資料一覧表（様式第2号）
- ウ 施工実績評価資料（様式第3号）
- エ 配置予定技術者評価資料（様式第4号）
- カ 災害時地域貢献実績評価資料（様式第5号）
- キ 地域活動実績評価資料（様式第6号）
- ク 新規雇用実績証明書（様式第7号）

※ 電子入札システムに添付できるファイルが制限されています。（いばらき電子入札システム等共同利用運営協議会通知（平成29年4月18日付、検第67－3号））

技術資料につきましても内訳書同様、これまでのPDFファイルが添付できないことから、画像ファイル（TIFファイル）へ変換して頂いたもののご提出をお願いします。

また作成方法については、いばらき電子入札トップページ

「<http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/>」をご参照ください。

- (3) 提出した技術資料の変更は認めない。
- (4) 技術資料の審査結果によっては、競争参加資格を認めないことがある。
- (5) 技術資料を提出しない場合は、評価を行うための実績がないものと見なす。

5 競争参加資格の確認等

- (1) この工事の入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を電子入札システムにより提出するものとする。

なお、電子入札システムによりがたい場合には、紙入札方式参加承諾願を提出することによりその

承諾を得て、書面により申請書の提出や入札等を行うことができる。この場合における書面は、紙媒体に限るものとする。

(ア) 電子入札システムによる申請書の受付日時

- ・令和7年7月19日～令和7年8月5日（休日を除く）必着
いずれも9時から17時まで

ただし、資料の容量が2メガバイトを超える場合には、上記期日の間に持参により提出すること。

- ・持参する場合の資料については、書面（紙媒体）に限るものとする。
- ・提出先 常陸太田市総務部契約管財課契約検査係へ提出

(イ) 紙入札での申請書の受付日時・提出先

- ・受領期限 令和7年8月5日 17時必着
- ・提出先 常陸太田市総務部契約管財課契約検査係へ持参により提出

(2) 電子入札システムにおける申請書の受付票は、申請書の受信を確認したものであり、申請内容を確認したものではない。

(3) 受付日時までに申請書を提出しない者は、本競争入札に参加できない。

6 設計図書

(1) 設計図書は、インターネット上に公開するので、次のアドレスからダウンロードすること。入札情報サービス URL : <http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/ppi.html>

（調達機関名で「常陸太田市」を選択）

(2) 設計図書に対する質問がある場合は、簡易な内容確認を除きファクシミリにより書面を提出すること。回答は、1の工事担当課が行う。

(ア) 質疑受付期間

- 令和7年7月19日～令和7年8月4日（休日を除く。）
いずれも9時から15時まで

(イ) 書面の提出先 1の工事担当課に同じ

(ウ) 質問に対する回答は、令和7年8月7日までに入札情報サービスに掲載する方法により回答する。

7 現場説明会

実施しない。

8 総合評価による評価値の算定基準

(1) 評価値の算定方法

評価値は、入札書が無効でないもののうち、予定価格の制限の範囲内のものについて、次の式により算定する。

$$\begin{aligned}\text{評価値} &= \text{技術評価点} / \text{入札価格} \\ &= (\text{標準点} + \text{評価点}) / \text{入札価格}\end{aligned}$$

(2) 技術評価点の配点

標準点と評価点の配点は、次のとおりとする。

- 標準点 100点
- 評価点 最高18.5点

(3) 評価点の算定方法

評価点は、次の「特別簡易型評価基準表」に基づいて算定した点数の合計とする。

特別簡易型評価基準表（07 常陸太田市営瑞竜霊園造園土木工事）

評価項目		配点	評価基準	評価点
①企業の施工能力	ア 工事成績評定 当該発注工事と同一業種の過去の工事成績評定点（共同企業体の構成員の場合は出資比率20％以上）の平均点（小数点以下第2位四捨五入）により評価する。評価の対象は、令和2年4月1日から令和7年3月31日まで竣工した常陸太田市発注の1千万円以上の同一業種の工事成績評定点とする。 なお、対象となる工事成績評定点がない場合は、平均値を65.0点とみなす。	4.0点	80点以上	4.0点
			78点以上80点未満	3.0点
			76点以上78点未満	2.0点
			74点以上76点未満	1.0点
			72点以上74点未満	0.5点
			72点未満	0点
イ 企業の施工実績 同種工事、又は類似工事を元請けとして施工した実績（共同企業体の構成員の場合は出資比率20％以上）により評価する。評価の対象とする工事は、平成27年4月1日から令和7年3月31日までにに国又は地方公共団体が発注する公共工事を竣工した同種（類似）工事とする。 ※ 同種工事とは、霊園又は墓地又は公園の整備工事で5,000㎡以上の整備工事とする。 類似工事とは、霊園又は墓地又は公園の整備工事で2,500㎡以上5,000㎡未満の整備工事とする。	2.0点	同種工事の実績あり	2.0点	
		類似工事の実績あり	1.0点	
		上記以外	0点	
ウ 優良工事の受賞 令和2年度から令和6年度における国、県又は本市の優良工事の受賞（共同企業体の構成員としての受賞を含む。）の有無により評価する。 評価の対象とする受賞は、当該発注工事と同一業種に係る受賞とする。	1.0点	受賞あり	1.0点	
		受賞なし	0点	
②配置予定技術者の能力	エ 配置予定技術者の施工経験 評価の対象となる工事を元請けの主任技術者、監理技術者（特例監理技術者含む）又は現場代理人として施工した経験（共同企業体の構成員の場合は出資比率20％以上）により評価する。 評価の対象とする工事は、イ欄と同じ同種工事・類似工事とする。	2.0点	同種工事の実績あり	2.0点
	類似工事の実績あり		1.0点	
	経験なし		0点	
	オ 優秀主任（監理）技術者の受賞 令和2年度から令和6年度における国、県又は本市の配置予定技術者の優秀主任（監理）技術者表彰の受賞の有無により評価する。 評価の対象とする受賞は、当該発注工事と同一業種に係る受賞とする。	1.0点	受賞あり	1.0点
	受賞なし		0点	
③地域精進度・地域貢献度	カ 災害時地域貢献の実績 災害時地域貢献の実績の有無で評価する。なお、災害時地域貢献の実績の評価対象は、常陸太田市内における実績とし、公共施設（建物、道路、橋梁等）に関する貢献で、発注者が当該貢献の事実を確認できる貢献の相手方又は第三者等が存するものに限る。なお、貢献活動に際し対価を得ている場合にも、当該行為が営業活動でなく対価が実費相当である場合には評価する。 評価の対象は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの実績とする。	2.0点	実績あり	2.0点
	実績なし		0点	
	キ 地域活動（ボランティア）の実績 市内における令和5年度・令和6年度のボランティア活動実績（2年分）の有無により評価する。なお、評価の対象とする地域活動は、常陸太田市内の道路、河川、公共施設等の維持管理に関するボランティア活動（除草、清掃、植栽等）で、第三者の客観的な証明書類（協定書、感謝状、新聞記事、主催者の参加証明等）で確認できるものに限る。	0.5点	実績あり	0.5点
	実績なし		0点	
	ク 新規雇用の実績 令和2年度以降に正規雇用（雇用対象者が常陸太田市民の場合に限る）した従業員を3ヶ月以上継続雇用している実績を評価する。	1.0点	新卒者の採用	1.0点
	新卒者以外の採用		0.5点	
	採用なし		0点	
	ケ 災害時の基礎的事業継続力の認定 国土交通省関東地方整備局長から受けた災害時の基礎的事業継続力（BCP）の認定の有無によ	1.0点	あり	1.0点
なし	0点			

	り評価する。			
コ	災害協定締結の有無	1.0 点	あり	1.0 点
	公告日現在における常陸太田市との防災協定等の締結の有無により評価する。		なし	0 点
サ	育児休業制度の導入	1.0 点	規定あり	1.0 点
	育児休業制度が就業規則に規定している場合に評価する。		規定なし	0 点
シ	営業拠点の所在地	2.0 点	あり	2.0 点
	常陸太田市内における建設業法に基づく本店の所在の有無を評価する。		なし	0 点
	合計	18.5 点		

※1 雇用とは：雇用期間の定めがなく、その事業者で正社員と位置付けられた雇用で1週間の所定労働時間が同一の事業者に通常の労働者と同程度である労働契約を締結し、雇用保険の一般被保険者（1週間の所定労働時間が30時間未満の者を除く。）

※2 市民とは：申請日時時点で市内に居住を有する者（申請日時時点で市内に居住を有しない新卒者は、生計を一にする家族が本市の区域内に住所を有する者）

※3 新卒者とは：雇用日前1年以内に学校に在籍していた者。

注：各評価は、受付期限までに所定の様式及び関係資料が提出できない場合は実績がないものとみなす。

9 競争入札執行（開札）の日時及び場所

（1）日時 令和7年8月26日 午前9時00分から

（2）場所 常陸太田市役所 契約管財課執務室（本庁舎3階）
電子入札のため、入札参加者の立会いは行わない。

10 予定価格

92,590,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

11 入札方法等

（1）入札書は、電子入札システムにより提出することとし、持参、電報又はファクシミリによる入札は認めない。ただし、紙入札方式の承諾を得た場合には、郵送（一般書留、簡易書留、配達証明に限る。）により提出することができる。なお、郵送する封筒については、別に定める作成例に準じ作成するものとする。

（ア）電子入札システムによる入札書の受付日時

・令和7年8月21日 9時～令和7年8月25日17時（休日を除く。）必着

（イ）郵送（紙入札方式による入札の承諾を得た者に限る。）

・受領期限は、令和7年8月25日 17時必着
期限を過ぎて到達した入札書は、受理しない。

・提出先 〒313-8611
茨城県常陸太田市金井町3690番地
常陸太田市総務部契約管財課契約検査係

（ウ）提出書類

・入札書（常陸太田市財務規則（昭和62年常陸太田市規則第1号）様式第94号）
・工事費内訳書（別に定める作成例に準じ作成するもの）

（エ）郵便による入札の提出方法（紙入札方式による入札の承諾を得た者に限る。）

封筒は任意の二重封筒とし、次のとおりとする。

・中封筒は、入札書を入れて封かんのうえ、「入札書在中」を朱書き表記し、開札日、入札に係る工事名、入札参加者の商号又は名称を表記すること。
・表封筒は、入札書を同封した中封筒、工事費内訳書及び連絡担当者の名刺1枚を入れ、表に入

札書送付先郵便番号、住所及び機関名、入札に係る工事名、入札参加者の住所及び商号又は名称を表記し、併せて「入札書在中及び開札日」を朱書きすること。

(オ) くじ番号

入札書にくじ番号（3桁の任意の数字）を入力すること。紙入札による場合には、入札書余白に「くじ番号〇〇〇（任意の3桁の数字）」と記載して提出すること。記載がない場合は、市に到着した順にくじ番号を無作為に付するものとする。

- (2) 入札に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等関係法令を遵守すること。
- (3) 入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格等についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。また、落札の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (4) 入札参加者が連合し、又は不誠実な行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。入札金額の記載ミス等の錯誤又は積算ミス等を理由として入札価格の無効の訴えを提起できないものとする。
- (7) 入札執行回数は、1回とする。
- (8) 入札を希望しない場合は、入札書を提出するまではいつでも辞退することができる。入札を辞退するときは、12（1）（ア）の入札書の提出期間中に電子入札システムにより辞退届を提出すること。紙入札方式の承諾を得た場合には、入札書の提出締切日までに辞退届を郵送（書留郵便等配達記録が残るものに限る。）により提出すること。

入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札において不利益な取扱いを受けるものではない。

1.2 入札保証金 免除する。

1.3 工事費内訳書の提出

（電子入札システムによる場合は、TIFファイルで提出すること※）

- (1) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。
- (2) 工事費内訳書の様式は、別に定める作成例に準じたものとする。
- (3) 提出された工事費内訳書は、返却しない。また、引換え、変更又は取消しは認めない。
- (4) 工事費内訳書の提出は、契約上の権利義務を生じるものではない。

※電子入札システムに添付できるファイルが制限されています。（いばらき電子入札システム等共同利用運営協議会通知（平成29年4月18日付、検第67-3号））内訳書につきましては、これまでのPDFファイルが添付できないことから、画像ファイル（TIFファイル）へ変換して頂いたもののご提出をお願いします。

また作成方法については、いばらき電子入札トップページ「<http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/>」をご参照ください。

1.4 契約保証金

納付する。ただし、利付国債、利付茨城県債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

1 5 請負契約書作成

建設工事請負契約書（常陸太田市契約の標準約款に関する規程（平成11年常陸太田市訓令第2号）様式第1）により、契約書を作成するものとする。

1 6 支払条件

（1）前払金

常陸太田市公共工事前払金取扱要綱（平成14年常陸太田市告示第30号）に基づき、請負代金のうち、4割以内で計算した金額以内の前払金を請求できる。

（2）中間前払金

常陸太田市公共工事中間前払金取扱要綱（平成27年常陸太田市告示第41-1号）に基づく認定を受けた場合について、請負代金のうち、2割以内での前払金を請求できる。

（3）部分払

請求できない。

1 7 入札の無効

（1）次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

- （ア）入札について不正の行為があった場合
- （イ）入札書に記載した金額その他必要事項を確認しがたい場合
- （ウ）記名押印のない場合
- （エ）指定の日時までには到達しない場合
- （オ）入札書を2通以上提出した場合
- （カ）他の代理を兼ね又は2人以上の代理をした場合
- （キ）委任状を提出しない代理人が入札をした場合
- （ク）工事費内訳書の提出がない場合
- （ケ）工事費内訳書に不備がある場合
- （コ）その他入札に関する条件に違反した入札

（2）この入札公告において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びにこの入札公告において示した入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

（3）開札時点において4に掲げる競争参加資格のない者のした入札は、無効とする。

（4）入札執行（開札）日までに指名停止措置を受けた者又は他の工事を落札したことによりこの工事に配置予定として申請した技術者を配置できなくなった者のした入札は、無効とする。

（5）（1）から（4）までのほか、次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

- （ア）電子入札の場合で、有効な電子証明書を取得していない者が入札をした場合
- （イ）紙入札方式の承認を得ず又は指示によらずに紙入札をした場合
- （ウ）電子入札と紙入札の両方を行った場合
- （エ）電子入札の場合で、入札者本人又は第三者を問わず、不正な手段により改ざんされた事項を含む場合

1 8 落札候補者の決定方法

（1）落札候補者は、技術資料を評価した評価点に標準点を加えた技術評価点を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者とする。ただし、落札候補者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認めるときは、その者を落札候補者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうちから、「評価値」の最も高い者を落札候補者とする。

(調査基準価格 有 (失格基準 有))

- (2) 価格と技術力とを総合的に評価した結果、落札者となるべき者が二者以上あるときは、システムのくじにより落札候補者を決定する。
- (3) 落札候補者を決定したときは、直ちに落札候補者に対し電話等により連絡する。

1 9 入札執行の取り止め

入札参加者が1者のときは、この入札の執行を取り止める。

2 0 競争参加資格の確認等

落札候補者は、入札参加資格の確認を行うので、次により書類を提出しなければならない。

(1) 提出書類

- (ア) 競争参加資格確認申請書 1部 (市HPからダウンロードすること)
 - (イ) 最新の建設業法第27条の27及び第27条の29第1項による経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し 1部
 - (ウ) 現場代理人及び主任(監理)技術者配置予定調書 1部 (市HPからダウンロードすること)
- (2) 提出期限 令和7年8月26日 午後3時までに**持参または電子メール**
(keikan3@city.hitachiota.lg.jp) により提出
提出期限までに書類の提出がない場合は、参加資格が無いものとする。
- (3) 提出場所 常陸太田市総務部契約管財課契約検査係
- (4) 競争参加資格の確認は、開札日現在で行い、競争参加資格がある場合には、競争参加資格確認通知書は通知しない。
- (5) 競争参加資格がないと認められた者には、その旨を書面により通知する。当該競争参加資格がないと認められた者は、その理由について、説明を求めることができる。ただし、説明を求める場合には、通知書の日付の翌日から起算して5日以内(休日を除く。)に総務部契約管財課契約検査係に書面により行わなければならない。

2 1 落札者の決定方法

- (1) 競争参加資格の確認書類により、落札候補者について競争参加資格の審査を行う。
- (2) 競争参加資格審査の結果、競争参加資格があると認められたものを落札者とする。
- (3) 競争参加資格審査の結果、競争参加資格がないと認められた場合には、次順位者を落札候補者とし、この者につきあらためて競争参加資格の審査を行う。この審査は落札者が決定するまで行う。
- (4) 落札者を決定したときは、直ちに落札者に対し電話等により連絡する。

2 2 その他

- (1) 落札者は、落札決定後、CORINS等により配置予定技術者の専任義務に違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。
病休、死亡、退職等極めて特別な場合の外は技術者の交替は認められない。
なお、やむを得ず技術者を変更する場合は、3(11)の基準を満たし、かつ、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。
- (2) 申請書及び資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された資料は、返却しない。
- (4) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置を行うことがある。
- (5) この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事であるため、設計図書等に記載された処理方法及び処分場所等を参考にしうえて入札すること。また、契約に当たり、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用を契約書に

記載する必要があることから、落札者は落札決定後に発注者と協議すること。

(6) 入札者は、入札後この入札公告及び設計図書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(7) この入札公告の内容に関する照会先

常陸太田市総務部契約管財課契約検査係

電話 0294-72-3111 (内線323)